## 主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 要

控訴人は原判決を取消す、被控訴人の請求を棄却する、訴訟費用は第一、二審共 被控訴人の負担とする、との判決を求め、被控訴代理人は本件控訴を棄却するとの 判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張、証拠の提出、援用及び認否は控訴人において、新な証拠として乙第一号証を提出し、当審証人Aの証言を援用し、被控訴代理人において乙第一号証の成立を認めると述べた外は原判決の事実摘示と同一であるからここにこれを引用する。

## 理 由

訴外Aがその所有にかかる原判決添付別紙目録記載の宅地及建物(以下本件不動 産と略称する)を当時同人の妻であつた訴外Bの兄である控訴人に対し昭和三十二 年七月十日附で売渡したものとして同年十一月四日宇都宮地方法務局佐野出張所受 付第三三九七号を以て所有権移転登記(以下本件登記と略称する)手続を了したこ とは当事者間に争がない。被控訴人が第一次的請求の原因として主張するところは 被控訴人は右Aに対し昭和三十二年七月二十四日から昭和三十三年一月十四日まで の間に販売した油脂売掛残代金二百五万円の債権を有しているところ、前記の売買 はAが被控訴人に対する右債務についての強制執行を免れるためその妻B及Bの兄 たる控訴人と相謀つて為した虚偽の意思表示に基くもので無効であり、本件不動産 の所有権は依然Aに属するに拘らずAは控訴人に対し本件登記の抹消登記手続を求 めないので、被控訴人は前記債権を保全するため債務者であるAに代位して本件登 記の抹消を求〈要旨〉める、というのである。然しながら強制執行を免れる目的で財産を仮装譲渡することは刑法第九十六条の二の〈/要旨〉犯罪であり、刑法上の犯罪に あたる行為をすることは民法第九十条の公の秩序善良の風俗に反すること論を俟た ない。そしてこの公序良俗違反行為を原因としてした給付の返還を裁判上請求する ことは民法第七百八条本文の趣旨に従い許されないものといわなければならない。 従つて強制執行を免れる目的で不動産を仮装譲渡して所有権移転登記をしたのち、その仮装行為をした当事者の一方が相手方に対しその所有権移転登記の抹消を求める。 ることは許されない。即ち本件において前記Aは控訴人に対し本件不動産について 為された本件登記の抹消を求める権利はないのであつて、右Aにその権利がないの なら同人に代位して右抹消登記請求権を行使することもあり得ない(そしてこの理 は被控訴人が右仮装行為について善意であつた場合においても異るところはな い)。従つて仮に被控訴人主張の売掛残代金の存在、仮装売買の各事実が認められ るとしても被控訴人の第一次の請求はその主張自体理由がないからこれを認容する に由ない。原判決が被控訴人のこの代位行使を適法として被控訴人のこの請求を認 容したのは失当といわなければならない。

 た三社のAに対する債権額は金四百万円余に及んでいたこと、そのためAの所有であった館林市 a 町 b 番地宅地九十八坪余とその地上の建坪十四坪余の家屋は右三社の右債権につき共同担保として三社に売渡担保となつていたこと、右不動産以外であるである。これにもりAの叙上の窮状を熟知している控訴人は結局によるの担保として本件不動産を売渡すこととし、A及び控訴人は結局により、40 である。この認定と異る控訴人の原審における本人尋問の結果は当裁判所の措信をないところ、他にこの認定を覆すに足る証拠はない。果して然らば昭和三十二年である。この認定と異る控訴人の原審における本人尋問の結果は当裁判所の措信年は、10 行為は被控訴人を含む前記一般債権者等の一般債権の担保を減殺し、前記債権者等の債権を許害する行為というべくこの行為を取消して本件登記の抹消を求被控訴人の本訴請求は正当として認容すべきものとする。

原審判決は前判示の如くその理由において失当であるが、前叙のとおり別の理由により被控訴人の本訴請求を認容したことは正当に帰し、本件控訴は結局理由がないことになる。よつてこれを棄却すべく、民事訴訟法第三百八十四条第九十五条第八十九条を各適用して主文のとおり判決する。

(裁判長判事 梶村敏樹 判事 岡崎隆 判事 堀田繁勝)